

平成 2 3 年度

**食料・農業・農村政策審議会  
農業農村振興整備部会**

**第 2 回 議事録**

**農村振興局**

平成 2 3 年 7 月 2 2 日

**農林水産省**

食料・農業・農村政策審議会  
平成23年度第2回 農業農村振興整備部会

日時：平成23年7月22日(金)

13：30～15：30

場所：農林水産省本館7階  
第3特別会議室

会 議 次 第

1．開 会

2．議 事

(1) 新たな土地改良長期計画の策定について (諮問)

(2) その他

3．閉 会

## 開 会

### ○室本計画調整室長

それでは、定刻となりましたので、ただいまから「平成 23 年度第 2 回農業農村振興整備部会」を開催いたします。

今日は、御多忙にもかかわらず御参集いただきまして、誠にありがとうございます。

まず初めに、本日、筒井副大臣に御出席を賜っておりまして、御挨拶を頂戴したいと思います。副大臣、よろしくお願いいたします。

### ○筒井副大臣

委員の皆さん、大変御苦労様です。そして、日ごろから農水省の農村振興政策にいろんな御協力、御指導をいただいていることに心から御礼を申し上げる次第でございます。

そして、今度の未曾有の大震災、津波被害、更には放射能被害、これが起こってまいりました。農地だけでも 2 万 4,000 ヘクタールの津波被害を受けたわけでございまして、住宅地のがれきの撤去が優先されているものですから、農地の方は遅れておりまして、がれき撤去の課題、更には除塩作業、除染作業、これらのものも今、大きな課題となっております。

それを一生懸命、今、努めているところでございますが、それらが終わった段階においても、今度は住宅地、あるいは厚生医療施設が津波の被害を受けない高台に移転するという話があるわけですが、そうした場合に、農地がどこになるのか。復旧して同じ場所に農地ということではない可能性が出てきたわけでございまして、今、復興構想会議の答申がされました。それに基づいて基本的な方針がもうじき政府の方から出される、こういう予定になっているところでございます。その際に、今、申し上げたように、今までの農地をそのまま復旧する形だけとは限らないということから、今まで宅地であったところを農地とせざるを得ないかもしれないし、あるいは今まで農地のところに宅地がいくことになるかもしれない。こういう事態も想定されて、今、それらのいろんな手続、都市計画法、農振法や森林法、それらの手続を全部一元化する、こういう法律も準備しているところでございます。

更には、今、再生可能エネルギーが大きな話題となっております。再生可能エネルギー利用拡大のため、再生可能エネルギーの固定価格買取制度導入の法案が審議に入っております。農水省関係、農地関係においても、まずは農業用水を活用した小水力発電を大きく活用していきたいと考えておりますし、耕作放棄地、あるいは耕作放棄地ではないところも活用した太陽光発電、風力発電、更にはバイオマス発電、これは森林等も使ってでございますが、これも広げていきたいということで、2 次補正の中で調査費を要求しているところでございまして、3 次補正で具体的なそのための予算を要求する、こういう予定をしているところでございます。当面は、例えば、ガレキは、2,500 万 t といいますが、そのうちの 7 割が木質系のガレキと言われておりまして、この木質系のガレキを単に焼却したり、埋め立てたりするのは避けるべきである。この木質系のガレキから、バイオマス発電とかいう形で再生可能エネルギーを生産していく。そして、そのガレキの処理が終わった段階では、間伐材とか、農業資源、これらを使って再生可能エネルギーの事業を継続していく、これ

らのことも是非やっていきたいと考えているところでございます。

土地改良長期計画は24年度まででございましたが、こういう新たな事態、未曾有の事態が起こったものでございますから、これを1年早めて、次の計画を1年前倒しをしてつくっていかねばならないのではないかと考えて、皆さんにお願いをするわけでございます。今日が第1回目でございますが、12月までに是非皆さんの御意見をまとめていただけるとありがたいと思っております。日程的には非常にタイトでございますけれども、是非その点、心からお詫びとお願いを申し上げて挨拶とさせていただきます。是非よろしくお願ひ申し上げます。

○室本計画調整室長

ありがとうございました。

それでは、本日の委員の出席状況でございますが、西辻委員、浅野委員、岩崎委員、近藤委員、大出委員におかれましては、所用により御欠席との連絡をいただいております。

それでは、早速でございますが、議事に入りたいと思います。以降の議事進行につきましては、佐藤部会長にお願ひいたします。

## 議 事

○佐藤部会長

引き続き部会長を仰せつかりました。よろしくお願ひいたします。

それでは、早速ですが、会議次第に従いまして議事を進めたいと思います。

まず、ただいま筒井副大臣の御挨拶にもございましたが、土地改良長期計画に関する諮問を筒井副大臣よりお願ひいたします。

○筒井副大臣

食料・農業・農村政策審議会議長、熊倉功夫殿。農林水産大臣、鹿野道彦。土地改良長期計画について、土地改良法第4条の2第1項の規定に基づいて、貴審議会に意見を求めます。

○佐藤部会長

承知いたしました。謹んでお受けいたします。

恐れ入りますが、カメラ撮りはここまでとさせていただきます。

なお、筒井副大臣におかれましては、公務のため、ここで退席されます。どうもありがとうございました。

それでは、引き続きまして審議を進めてまいりたいと思います。

まず、資料-1に沿いまして「現行土地改良長期計画の実施状況について」、事務局より説明をお願ひいたします。

○室本計画調整室長

それでは、資料-1をご覧ください。現行土地改良長期計画の実施状況、いわゆる中間評価について、現段階での進捗状況を御説明したいと思います。何分、資料のページ数が非常に多くにわた

っておりますので、端的にポイントだけ御説明したいと思います。

まず、1枚開いていただきまして、1ページ目でございますけれども、「土地改良長期計画の位置付け」とございます。土地改良法第4条の2に、食料・農業・農村政策審議会の意見を聴いて長期計画の案を作成し、最終的には閣議の決定を求めなければならないと明文化されております。定め方なんです、土地改良事業の実施の目標、事業量を定める。それから、第4条の2に「経済事情等に変動があったため必要があるときは、改定することができる。」と書いてございます。この経済事情等の等が、今回は東日本大震災も発災しておりますし、そういった事情の変化があって、1年前倒して計画を改訂していくというふうに私どもとしては解釈しております。期間は5年を1期として定めるということでございます。

2ページ目をお開きください。「土地改良長期計画の変遷」でございます。真ん中に黄色い帯が入っておりますが、第4次計画までは事業量重視ということで、まさに10年計画で、10年間で総額予算数兆数千億円というふうな定め方をしておったわけですが、公共事業の在り方も変わりました。金目ではなくて、成果重視に変えていこうということで、平成15年度の計画からは、計画期間5年間、しかも成果重視、アウトカムを重視するというので、そういった指標に変更しております。

具体的には3ページをご覧いただきたいと思いますが、これは前回の部会でも御説明いたしました、現行長期計画としては、3つの視点、1つ目が自給率向上に向けた食料供給力の強化の視点、2つ目が田園環境の再生・創造の視点、3つ目が農村協働力の形成の視点、これは横断的になるかと思いますが、この3つの視点の下に6つの政策目標がぶら下がっているという形で構成されております。当然、計画を進めるためには、それ以外の、主に実務的な踏まえるべき事項がございまして、これが(1)～(8)まで定められているということになります。

それから、4ページ、5ページでございます。これは、今、申し上げた3つの視点と、それにぶら下がっている6つの政策目標の中でも、特にアウトカム指標として数値化しやすいものを整理したという形になっておりまして、4ページはアウトカム指標という形での整理、それから、5ページは事業量の整理になっております。

例えば、前回は触れましたが、4ページの一番上でいきますと、□効率的かつ安定的な経営体の育成と質の高い農地利用集積では、面整備、ほ場整備を実施して、農地の利用集積率を向上する、その目標を約7割以上と設定しておりまして、面的集積率をそのうちの7割以上ということで、ここに非常に重点を置いております。括弧の中は平成19年度値ですから、現計画がつくられる前年度の数値を現計画の最終年度である24年度にどういうものに持っていくかというところが矢印で示されております。

それから、6ページ、7ページをご覧いただきたいと思いますが、これが現段階での数値の評価になります。一番右に備考欄が書いてございますが、平成22年度になっているのは平成20～22年度までの3か年間の実績を示したものでございまして、7ページに赤で21年度と書いているのは、21年度までのデータしか、今のところ、私どもとしては持ち合わせていないものです。

表中に太い字で書かれたところがあります。6ページの上の方の面的集積率の83%とか、生産法人の新たな設立数が146となっておりますが、これらは、5年計画のうちの3年間で目標が達成された、そういう数字と御理解ください。

7ページですが、一番上の環境関係です。環境の目標がほぼ目標を達成しているということで

ざいます。いかにせん予算も近年は毎年毎年減ってきている状況の中であって、私どもとしても、さまざまな工夫をしながら計画を進捗させていただいておるという状況でございます。

8ページをお開きください。ここからは個別の政策目標に関する実施状況でございます。まず1つ目が、効率的かつ安定的な経営体の育成と農地利用集積です。左に目指す成果の達成状況がございますが、農地利用集積率7割以上の向上に対して、実績値が67%。面的集積率70%に対して、さっき申し上げた83%。生産法人は146法人設立され、目標を達成しております。

右の方をご覧くださいと、ほ場整備完了地区における担い手の経営面積、労働時間、生産費、こういったものが所定の効果を上げていることがわかりいただけるかと思えます。

9ページは、事業量の進捗状況です。これも左をご覧くださいと、農地の利用集積の条件とした、区画整理7万5,000ヘクタールという目標に対し4万4,000ヘクタール。畑地におけるかんがい施設の整備3.7万ヘクタールの目標に対して1.5万ヘクタール。これも3ヶ年実績ということを考えれば、おおむね順調に進んでいるのではないかと思います。

右の方にグラフが2つ書いてございますが、田の整備状況は、全国平均で、3反区画以上であれば61.3%。うち大区画が7.9%。この黄色で示したところが大区画ほ場の進捗状況でございます。畑のかんがいが20.7%という数字が出ていますが、これは進捗状況としては、水田に比べれば遅い状況になっております。

下の方に書いてあるグラフは、各都道府県別の田畑の整備率、3ヘクタール以上の大規模経営の経営面積割合との相関でございます。田畑の整備率が上がれば上がるほど大規模経営が増えている。1つ、突出したところに数字がございます。100%近いところに数字がありますが、これは北海道でございます。

それから、10ページです。これは実際の水田と畑の整備の事例でございます。10ページは水田の事例として、新潟県長岡市の中里南地区で、面的集積率がほ場整備により70%を超える数字になっている。労働時間の短縮と生産費の節減効果は劇的なものが出ております。右が宮崎県都城市の森田原地区の事例でございます。国営かんがい排水事業地区の末端施設を県営事業で整備しております。その結果、電照ギクやニンジンの生産の増加、あるいは作物の多様化が図られております。特にニンジンの収量が84%増となっておりますが、作物品目の多様化の面でも約4倍の面積に増えて、中身も多岐にわたっているという効果があらわれております。

11ページからは、2つ目の政策目標である用排水施設のストックマネジメントの関係でございますが、これは目標60%。機能診断実施済みの割合、再建設費ベースで示せば6割という数字にしておりますが、これに対し約40%となっております。事業量としては、線施設と点施設に分けております。用排水路については、1.5万kmに対して0.8万km、機場等の点施設については、1,600か所に対して1,016か所という状況でございます。右の上の方に棒グラフを書いておりますが、国営では50%を超える進捗率になっておりますが、県営・団体営で若干の機能診断のペースが遅れているということでございます。それぞれ線施設、点施設とも、下の2つのサークルを見てもらうと、機能診断実施済みの割合は約3割。約7割が残っている状況です。これが次の新しい計画の指標につながっていくものだと思っております。

12ページです。実際のストックマネジメントの事例でございます。左に書いてあるように、用水路の側壁から鉄筋が露出するほど磨耗が激しいという場合に、コンクリート強度を調べるために、側壁のコアを抜きます。あるいはシュミットハンマーという強烈な打撃を加える測定器でコンクリ

ートをたたきます。それによって強度を把握し、部分的に右に書いてあるように目地補修とか、表面被覆工だけで整備を行っていく。その結果、ライフサイクルコストは年間 400 万円軽減され、結果的に施設の寿命は 20 年間延伸されているという事例でございます。

13 ページは、耕地利用率の向上の目標です。基盤整備実施地区における耕地利用率を 105% 以上に向上するという目標に対して、103% という数字になっています。区画整理や暗渠排水の整備による水田の汎用化、5 万ヘクタールという目標に対し、2 万 7,000 ヘクタール。これも順調に行っているのではないかと思います。右側の日本地図をご覧くださいと、1 年 2 作が可能な九州、あるいは主に関東以西で耕地利用率が上がっている。北海道などは 1 年 1 作でございますから、大体こういう数字が限界ではないかという感じがいたします。勿論、麦・豆類の作付けについても、基盤整備実施地区は全国平均に比べれば 5% 程度高いという状況になっております。

14 ページです。参考までにお示ししておりますが、3 反区画以上の区画に整備され、排水が非常に良好になった水田面積と、戸別所得補償のモデル対策の加入面積の関係をグラフであらわしております。突出したところは北海道になりますが、基盤整備が実施されて排水良好水田ができ上がれば、戸別所得補償の加入面積が増えてくるという、非常にはっきりした相関が出ております。こういった意味からしても、基盤整備は戸別所得補償制度の下支えをするものであると考えております。右の方に事例が書いてございますが、これはほ場整備で道路、用排水路の整備、大区画化を図ることによって、麦・大豆の作付けを劇的に拡大したという大分県の事例でございます。作付けは麦であれば 1.6 倍になっておりますし、大豆でいけば 4.3 倍の面積になっています。耕地利用率は 119% から 150% まで上がっております。

15 ページでございます。ここは、水田整備が進めば進むほど、麦・大豆の単収が増加するということを示しております。事例として佐賀県の白石地区の事例が書いてありますが、ここは暗渠を整備し、乾田化したことによって、麦の収量が 4 割もアップしたという事例であります。

16 ページでございますが、耕作放棄地の発生防止の観点からの指標です。主にここでは農地・水・環境保全向上対策、それから、中山間地域等直接支払制度による耕作放棄地の防止面積の実績を積み上げました。目標が 205 ヘクタール、うち 5 万ヘクタールは基盤整備、ハード事業による目標値でございますが、現在のところ、199 万ヘクタール。事業量の指標は、地域共同体による適切な保全管理ということで、農地・水と中山間直払いによる実績を計上しましたが、197 万ヘクタールまで来ている状況です。

ちなみに、農振農用地全体に占める農地・水・環境保全向上対策の取組み面積の全国平均は 35% という数字になっております。ただ、これも各県によってばらつきがございますが、兵庫、福井、滋賀、この辺りは 7 割近いところまで取り組んでおりまして、地域によるアンバランスはあるわけでございますが、全国的によろしく制度が定着してきたんではないかと考えております。

それから、右の方に棒グラフがございます。これは、全国に 14 万集落ございますけれども、うち集落自体が農業用排水路を管理しているところが 67%。約 7 割の集落が自ら小規模な水路なりを管理しているという状況がございます。この 14 万ヘクタールに対し、農地・水・環境保全向上対策や中山間地域等直接支払制度に加入している集落数で見れば 57%。ですから、67% のうちの 57% すべてではないですけれども、1 対 1 の対応ではないんですが、仮に 1 対 1 の対応だとしてみれば、集落で水路を管理しているところの 85% が対策に加入しているという見方もできるのではないかと。くどいようですが、1 対 1 では対応しませんが、かなりの数の集落がこういった支援を受けながら

やっただいておるといふ状況でございます。

17 ページです。「耕作放棄地解消の推進」というところでは、今、私どもとしては、耕作放棄地の解消に3つの方法があるのではないかと考えております。1つ目が、左上に書いてある補助事業を活用した場合。これは、耕作放棄地対策として19年度から取り組んでおりますが、再生利用を図るということです。使っていない、あるいは使えなくなった土地の再生利用を図った面積が21年度ベースで1,265ヘクタールまで増加しております。2番目として、農地・水・環境保全向上対策による場合で、これにより、耕作放棄地の解消なり、復旧ができるということ。それから、3つ目は、ほ場整備による場合。ここに上がっている事例は静岡県磐田市の事例でございますけれども、地区の3分の1が高齢化等によって耕作放棄地化してしまっています。ここでほ場整備をやり、ほ場整備をやったところはそもそも耕作放棄地化しにくいものですが、担い手農家3名へ農地を集積した。この農地が適切に保全され、営農活動され、保全されているという状況になっております。

18 ページでございます。農業災害の防止という観点です。ここは、湛水被害等が発生する恐れがある農用地の延べ面積を67万ヘクタールまで減少させるという目標を立てましたが、19年度ベースで91万ヘクタールあったのが、10万ヘクタール解消できている状況です。若干状況は芳しくないという感じを持っています。各種防災事業の総合的推進という点では、全国3,000地区で行う予定が、2,208地区という状況になっておりまして、主に未然防止を図ったのが新潟県、富山県、香川県。こういうところは、国営農地防災とか、県営で関連の農地防災をやっただいておるところでございますので、飛躍的に数が伸びているということかと思っております。結果として見れば、昭和40年代から、40年というのはかなり昔になりますから、費用支出済み換算係数、20年度ベースの被害額に換算すれば、グラフに書いてある農地・農業用施設の被害額は年々減少している。勿論、突出したところはございますけれども、傾向としては減少している、そういったものが見取れるかと思っております。

19 ページでございます。湛水防除事業の事例であります。静岡県菊川市ですが、河川改修なり宅地改修で農地なり市街地の流出量が増大した。ここで排水ポンプの増強をし、地域の排水能力を向上することによって、左下の表にあるように、ポンプ稼働後は湛水被害はゼロになったという事例であります。

20 ページであります。「田園自然環境の創造」というところで、目標値は、左の方に書いています。田園自然環境の創造に着手したとか、生態系のネットワーク保全の推進を図ったとか、良好な景観の保全・創出というところでもありますけれども、これは平成19年度時点、このグラフの緑で書いてあるところですが、これだけの数が既に進んでいたわけですが、目標達成という状況になっております。一方で事業量は、これは20年度から、ゼロから積み上げております。したがって、まだまだという状況ではありますが、右に書いてあるように、主に石積み護岸をしたり、魚道とか魚巣ブロック、新しく生き物の生存できるピオトープをつくったり、こういった環境配慮を行っているということでもあります。劇的に環境に好影響があった例としては、国営でほ場整備をやったいさわ南部地区というのがあるんですが、ここは整備前と整備後のモニタリングの結果で、種の増加と個体数の増加が劇的に増えているということがおわかりいただけるかと思っております。

21 ページは、循環型社会の構築です。農業集落排水汚泥のリサイクル率の目標70%に対して、現在64%という状況になっております。事業量としては、510地区に対して152地区。汚泥のリサイクル率は、右の絵に描いてありますが、64%。うち農地還元が45%、緑地還元が8%、建築資材が10%



程度という状況です。処理水として見れば、再利用は 2.7 億 t となります。再利用率が 77.6%。東京ドーム約 220 杯分ということであります。

それから、22 ページ、「農村生活環境の向上」という視点です。ここは、国交省の下水道、環境省の合併処理浄化槽、私どもの集落排水、この 3 つで 93% という目標でございますが、86% でとどまっております。農業集落排水処理人口が目標 400 万人に対して 360 万人。一方、事業量として見る際には、集落排水施設の整備の地区数で目標を立てておりまして、これが目標 860 地区に対し、567 地区。それから、個性豊かで活力ある農村づくりのための整備は、農村総合整備ととらえていただいていると思っておりますが、目標 820 地区に対し、740 地区という状況になっております。右の円グラフをご覧いただきたいと思っておりますが、まだまだ汚水処理要整備人口がございまして、特に人口規模 5 万人未満のところ集落排水を進めていく必要があるのではないかと考えております。

23 ページでございますが、安全・安心な地域社会の形成の観点です。防災情報伝達体制やハザードマップの整備がなされているため池数が、目標 3,600 か所に対して 2,409 か所まで進んでおります。ため池整備という点では、目標 1,900 地区に対し 982 地区という状況でございます。全国に 21 万か所のため池がありまして、兵庫、広島、香川、近畿から中・四国にかけて集中しています。それから、ハザードマップなどのソフト対策の状況は、右側の日本地図に都道府県別に着色して示しています。着実に進んでいるかと思っておりますが、目標達成という観点から見れば若干厳しいかなという状況でございます。

24 ページです。これは京都府の京丹後市の事例でありますけれども、ハード、ソフトを一体的に整備することにより、きちんとその地域の防災を確保しようという取組みでございます。右の方に福井谷池というのがありますが、洪水吐とか、あるいは水を取るための斜樋というのがありますけれども、こういったハードを整備すると同時に、この福井谷池が決壊した場合の被害想定範囲が青く色づけされており、その中に住居、集落がございまして、これが決壊したときには、下に書いてある公民館とか、左上のピンク色で色づけした小学校に逃げてくださいと。日常管理と緊急時の連絡体制も書いてありますが、こうした連絡体制やハザードマップとハード整備、こういったものを一体的に行うことによって、減災対策を進めるという好事例かと思っております。

25 ページでございます。地域共同活動により農地・農業用水を保全するという目標でございます。集落協定等に基づき地域共同活動を行う地域数と参加者数。これは 3 万地域に対して 2 万地域という状況。参加者数からいけば目標 220 万人・団体に対し、191 万人・団体という状況になっております。地域共同活動による適切な保全管理の事業量、面積でございますが、目標 200 万 ha に対し、197 万 ha。これは農地別と中山間直払いを合わせれば、おおむね達成されているという状況になります。地域づくりのための寄合の回数、イベントの回数、こういったものが対策前と比べて増えています。また、SC スコアと書いてあるのはソーシャル・キャピタル・スコアと言いまして、アンケート調査を行うことによって、対策に参加している者と不参加である者に地域の絆の度合いがどういった違いが出てくるかというのを、この亀の子グラフにあらわしたところでございまして、対策に参加している者は、非常にしっかりとした地域の絆、信頼関係が構築できているということだと思っております。

26 ページは、三重県多気町の事例でございます。ここで非常に特徴的なのは、地域通貨を導入しまして、地域通貨を地域のコミュニティビジネスで利用している事例であります。一方で大豆の生産をしていまして、6 次産業化も進めているということで、水土里ネットなどもこの中にしっかりと

食い込んで活動をやっていただいております。

27 ページ、直営施工です。6 万 5,000 人の参加者目標に対し 3 万 9,000 人ということでございます。直営施工の地区数でいうと、目標 800 地区に対し 494 地区。これは、すべての農業農村整備事業で直営施工を進めようということにしてはおりますが、状況としては、大方順調かなという感じを持っております。参加主体は、土地改良区が 4 割、地域住民、住民団体、NPO、ボランティア、いわゆる非農家が約 5 割ということで、非農家の参加率が非常に高くなっています。棒グラフで見ても、ばらつきはございますが、非農家の参加率は右肩上がりで推移しています。この主体ですが、環境整備、棒グラフで青く塗ったところには、住民団体とか地域住民が主に参画しております、営農に関係する区画整理では、土地改良区とか生産組織が自ら直営施工に参加する、こういった傾向が見て取れます。

最後の 28 ページでございますが、これは直営施工の事例です。非常に小規模な水路とか、場合によってはため池の堆積土砂をしゅんせつするとか、あるいは周りの護岸をしっかりしたものにする、こういったものを建設業者の指導を仰ぎながら、非常に安価なコストで仕上げていくということ、これが近年の直営施工の一般的な事例でございます。

資料 1 に関しては以上です。

○佐藤部会長

ありがとうございました。

ただいまの説明内容につきまして、御質問、御意見ございましたら、お願いいたします。どうぞ。

○柴田臨時委員

多様な取組みがなされているということはよくわかりました。ありがとうございます。

それから、4 ページの全体に通ずるところですけれども、そもそもアウトカム目標の設定の数字、7 割以上とか、こういう目標そのものはどういう根拠で出てきているのかを教えてくださいたいのが 1 点です。

もう一点が、8 ページですけれども、規模拡大することによって労働時間が 3 割ほど短縮される。短縮された労働時間で、結局、規模拡大のところ全体で吸収されていって、経営的に利益が上がるような、そういう姿になってきているのか、あるいは単に楽ちゃんになっているだけなのか。この 2 点、お願いいたします。

○佐藤部会長

まず 1 点、お願いいたします。

○室本計画調整室長

1 点目でございますが、今、柴田委員から御質問のあった農地利用集積とか、生産法人の関係は、平成 17 年に前の食料・農業・農村基本計画が策定されましたが、その中で示された、例えば、農業構造の展望のような基本計画をつくるための題材になった数値がございまして、目標数値といたしますか、計算数値といたしますか、そういうものに整合を取った形で、7 割ぐらい上げないと、食料・農業・農村基本計画における目標も達成できないなというところで、それを根拠にして設定してお

ります。

それから、2点目は、単に楽になったかどうかということなのですが、基本的に3割労働時間が減れば、勿論、日々、非常にきつい仕事をしている農家の方々もおられるわけですから、それだけ自分の時間として使われるケースもあれば、あるいは別の農作業にその時間帯を回す、あるいは場合によっては6次産業化とか、地域の集落の寄合とか、地域コミュニティの形成の関係、そういったものに使われておると推測しております。

○佐藤部会長

どうぞ。

○柴田臨時委員

今の件で、私の基本的な疑問点が、これは規模拡大なので、ファームサイズをどんどん大きくしていくという方向と、一方で、大きくすれば、労働時間は節約できて、機械化もなんですけども、経営的に見た場合に、例えば、トラクターとか、農業の軽トラックとか、そういったハードの設備を何回転できるかという観点から、ビジネスサイズを明確に追求していくことも重要ではないかという疑問なのです。

○佐藤部会長

特にお答えはありますか。

○室本計画調整室長

経営規模を拡大する、生産法人化ができれば、その生産組織全体で大型の農業機械を購入するなり、リースするなり、順番に使い回していくということになりますから、そういう意味では効率化を当然図れると思います。農家の方々は、例えば、北海道の事例などでいいますと、大きな農業機械を購入して、それを法人の中で順番に使っていく。それで遊びがないような形にするということで、機械投資の面でも非常にコストダウンを図るところが基本にあって、その結果、経営費全体を抑えていくという構造だと思います。近年では、そこに戸別所得補償のお金が投入されるものですから、農家全体の所得が向上すると、そういう構図だと思います。

○佐藤部会長

どうもありがとうございました。

ほかにいかがでしょうか。森委員。

○森委員

今、御説明いただいたこと、書いてあることより、少し突っ込んだ御質問になるかもしれないのですが、わからないことがあるので教えていただきたいと思います。16ページと25ページにそれぞれ農地・水・環境保全向上対策と中山間地域等直接支払制度による、耕作放棄地の発生防止などについて記述したところがあります。今年度から中山間地域等直接支払制度の交付金の制度については、2分の1以上個人配分することに努めるとなっているようで、共同取組活動は、農地・水・

環境保全向上対策を活用してやることとなっていますね。実際に農村の振興ですとか、農地を維持するためには、共同取組活動の比率を少なくするのはいかがなものかと思っています。戸別所得補償制度が導入されたことによって、中山間地域等直接支払制度の個人配分に対する比重が変わってきたものなのか。農家個人にとってはいいところもあるでしょうけれども、私は必ずしもそれが農業・農村の振興に役に立たないのではないかという懸念を持っています。その辺の見解について触れた箇所がないので、一度お聞かせ願いたいと思っています。

○佐藤部会長

小林課長、お願いします。

○小林中山間地域振興課長

中山間地域振興課長の小林です。

御指摘のとおり、中山間地域等直接支払制度につきましては、今まで2分の1以上を目標に共同活動に向けるという、ある意味で、これは決め事ではなく、むしろ、そういう指導といえますか、使っていただきたいということでやってまいりました。今回の戸別所得補償制度の補完という役割を担うということになりますと、戸別所得補償自体が全国一本といえますか、統一的なものでございますので、この補完としての役割を担うということで、一体的な対応を図るようになったということでございます。

一方で、共同活動自体が役割として小さくなったかということ、全くそういう状況ではなく、むしろ共同活動は非常に重要であるということは、これまでと同様、あるいはそれ以上だというふうにも認識しております。そういう意味では、この制度ができた段階では、まだ農地・水・環境保全向上対策のような共同取組みの制度がなかったということもあって、共同活動に2分の1以上ということで始まったと思いますけれども、今の時点では、共同取組活動に農地・水保全管理支払の制度もある、また、従来から中山間での共同取組活動をやってこられた皆さんも共同活動は非常に重要だと認識されておられると考えております。一方で、農家の方にも両方ありまして、個人配分をもっと増やしてほしいという方もいらっしゃいます。共同取組活動を引き続き、あるいは更にそちらの方に向けてほしいとの意見と、双方の御意見もございまして、結論から申し上げますと、この直払いの交付金自体は、どちらにしなければならぬというわけではなく、総合的に地域の状況を御判断いただきまして、地域の実情に合わせて御対応いただければいいということです。従来から共同活動をされてきて、これからも共同取組活動を更に続けていく上で、この交付金をお使いになる分については、これは地域で決めていただくことが前提で、これまでどおりで結構ですという形にさせていただいたという状況でございます。

○森委員

制度として、重複してもらえないようになってきているということがまず大前提だと思うのですが、窓口になるところは、集落だったら集落で集落協定があって、自治体が窓口になって申請するのですね。そのときに、両方あることによって、制度を利用する側がわかりにくくなっていないのですか。

○小林中山間地域振興課長

農地・水保全管理支払と中山間地域等直接支払制度は、使い分けもございますけれども、例えば、農地・水保全管理支払で共同活動されて、中山間地域等直接支払制度ももらって、中山間地域等直接支払制度を個人にということも可能です。ですから、それは地域の状況、あるいは市町村の財政等もございますので、どういう形でやるかは地域で御検討いただければということだと思います。中山間地域等直接支払制度の方は協定を結んでいただいて、その協定を結んだ地域にお金が渡るという形ですので、市町村がお金を持っているわけではなく、協定の参加者の中にお金があって、その中で共同活動に使われるか、あるいは個人に配分されるかということをお決めいただければいいという仕組みになっています。

○森委員

ありがとうございました。

○佐藤部会長

ほかに。どうぞ。

○合瀬委員

すみません、先に失礼させていただきますので纏めて話させていただくと、今回、長期計画を見直すにあたって、大きな議題は、どういう視点でやるかということなのだろうと思います。政策評価は基本的には、自ら評価ですから、必ず大変よくできたという評価が出てくるわけです。A評価とかB評価と評価はすばらしいのに、なぜ日本の農業は非常に低迷しているというような状態に陥っているのか。こうしたことを考えると、政策目標はいいにしても、指標が本当にこれでいいのかどうかというのは考えなければいけない。逆に考えますと、これからの時代の農業に求められる姿を考えながら、一体どういう指標が良いのか、そして長期計画を組んでいくのかを考えなければならぬと思います。

整備事業を行うに当たって、生産性の向上は当然のことですが、大規模化してもなお非常に農家経営が苦しい。こここのところをどういうふうにするのか、6次産業化というのが先ほど出てきましたけれども、食料・農業・農村基本計画では、多様な担い手といいますか、多様な農業経営ということを行っていますので、それに対応するような整備計画というのはどうあるべきかということ議論すべきなのかなと思います。どういう方向で生産性の向上を図るのか、農地の集約化だけでいいのかどうかとか、その辺の視点も含めて議論をやらせていただければと思います。

もう一つは、計画を作る上での視点です。今回、東日本大震災があって、1年前倒しでやるということなのですが、ここに書いてあります災害をなくすというか、湛水をいかに減らすかということで、過去にも行われてきたと思うのですが、一方、水田は、例えば、そこに水をわざと流すことによって村落を守るとか、多様な働きをするわけです。水田だけを守るということになりまして、逆に村落の方に水が流れるとかですね。特に今回の大震災で考えますと、津波で助かったところなどは、下を水田にして、そこは浸かってもいいのだと。住宅を上を持ってくるという配置のところもあります。単に湛水化、災害に強い水田ではなくて、町作りも含めて、トータルな考え方をしなければいけないのかなという感じがしました。

それと、最後に、直営施工を増やすことになっていますが、これは是非進めていただきたい。これまでも決して一律だったとは言いませんけれども、やはり日本列島、地形も様々です。しかも、これからの農業経営の在り方は大規模化だけではなくて、6次産業化、直売所、加工所だとか、いろんなものを含めて豊かな農村を形成していくことになっていると思います。そのときに必要なのは、地元の人たちが自らやるということだと思いますので、この辺りのところは引き続き重点を置いてやっていただきたいと思います。

○佐藤部会長

ありがとうございました。

今、いただきました意見等々は、今後、何回か長期計画に関わる議論がありますので、その中でまた議論を進めたいと思います。どうもありがとうございました。

今日はたくさん資料がありまして、時間が必要なもので、もしあったら、また次回に御意見等をいただくことにして、次に移りたいと思います。恐縮ですが、よろしいでしょうか。では、お願いいたします。

では、次の資料 - 2 に沿いまして、東日本大震災について、先般の会議では、被災の状況についてかいつまんで御説明いただきましたが、その後、復旧にも取り組んでおりますので、その状況も踏まえて御説明いただきます。お願いいたします。

○渡辺災害対策室長

それでは、資料2をご覧くださいと思います。表紙をはぐっていただきまして、1ページ目でございます。今回の大震災で農地・農業用施設等にも過去の大震災をはるかに上回るような被害をもたらしたということございまして、その被害額は、現時点での報告では、7,137億円に上っております。

2ページ目でございます。中でも、大津波によって約2万4,000ヘクタールの農地が冠水をいたしまして、青森から千葉まで6県もの広域にわたり冠水の被害が発生しております。特に岩手、宮城、福島の3県においては被害が甚大ございまして、がれきの堆積、あるいは塩害など、被害が発生しております。右の表にございまして、宮城県に至っては1万5,000ヘクタール、これは耕地面積の11%の割合になりますけれども、これが被災をしているという状況になってございます。

3ページ目でございます。特に津波による被害が大きかった3県について、被災の範囲は赤く着色をしているところでございます。特に宮城県沿岸部は平野が広がっておりまして、過去から国営かんがい排水事業等も実施をされてきて、そういう事業によって整備をされた施設、あるいは農地、こういうところに広く被害が広がっているという状況でございます。

次に、4ページ目でございます。この震災に対して、国の初動対応について、少し整理をさせていただきます。まず、二次災害の防止等を図る災害応急用ポンプは、全国の各地方農政局が所有しているものがございまして、これを3県に投入をいたしまして、排水機能を失った施設周りに設置をして、排水機能を何とか確保したという対応を行ってございます。

5ページ目でございます。人的な支援ということで、土地改良施設、ダム等の大規模施設もございまして、こういうところで被災を受けたものの技術的な支援、点検、あるいは復旧工法に対する

アドバイス、こういうものをするために、試験研究機関の専門家等を派遣いたしまして、支援を行ったということでございます。

それからまた、災害復旧工事をするためには、その設計書を作成して査定を受けるという事務が生じてまいりますけれども、こういう事務が膨大になるということで、農政局の技術系の職員を3県、あるいは市町村等に派遣して支援をしたという状況でございます。

6ページ目、現在に至るまでの復旧状況ということで御紹介させていただきます。まず、今期の作付けに間に合わせる農地の復旧、あるいは二次災害を防止するための必要な排水路、排水機場の応急復旧、こういうところに重点を置いて、今まで対応をしてきているというところでございます。先ほど申し上げたとおり、査定という事務を経て通常は復旧工事をするということでございますけれども、特例的に査定前に着工して緊急対応するということも活用して、現在まで、右表にございますとおりの箇所です。進めてきているという状況でございます。

7ページ目でございます。先ほどございました宮城県沿岸部の平野の部分でございます。ここにございますとおり、名取川地区、あるいは定川地区、亘理・山元地区、こういったところが今まで国営事業により、大規模な排水機場等が整備をされてきたところでございますが、こうした施設も大きな被害を受けてございます。これらについては、農政局が応急復旧工事を実施いたしまして、ほぼ8月下旬までに仮復旧を終える、排水機能としては7割程度回復するという見込みになってございます。

8ページ目でございます。今回の震災に対する予算措置ということでございますが、一次補正予算におきまして、二次災害の防止、あるいは今期の作付けへの対応、こういうところに重点を置いた予算措置をし、農林水産省全体として3,817億円を措置しました。このうち、真ん中にございますとおり、インフラの復旧ということで689億円を確保いたしまして、現在、復旧作業を急いでいるという状況でございます。

9ページでございます。また、予算措置と併せまして、今回の津波による災害に対処するために、土地改良法の特例に関する法律を制定いたしました。これは、国が除塩を含めて農地の災害復旧、あるいはそれに関連した区画整理を実施することができるのとするとともに、それらの国庫負担について、今まで以上の大幅な嵩上げ加算するという措置を講じたということでございます。

11ページをご覧ください。今回の震災によりまして、農業生産基盤の被害、あるいは地域の状況が非常に多様でございます。そして緊急的に復旧を行うものから、計画的に復興を行うものまで、状況に応じて対応を進めていくことが必要になってございます。農地や水利施設は一日も早い復旧を目指すとともに、復旧の完了した農地から順に営農開始をしながら、市町村の復興計画の検討と並行して、各集落においても将来計画を検討するということが必要になってきております。このため、先ほど申し上げました特例法などによって、この計画を実現するということで、除塩、農地復旧と関連区画整理を活用しながら、例えば、農地の大区画化を図る、あるいは集落移転に伴う土地利用再編を進める、こういうことを今後やる必要が出てきているという状況でございます。

12ページでございます。これは農地の復旧の道ゆきということで整理をさせていただいております。農地の被害状況を大まかに左にございますような3つに整理をできるのではないかと。一番上は、被害が比較的軽度でございまして、除塩や畦畔復旧程度で作付けが可能となる農地。そして真ん中では、がれきや海底土砂の除去、あるいは用排水路の復旧、こういうものが必要になる農地。そして、一番重度でございまして、沈下、あるいは陥没によって現在も湛水が続いている、

復旧には相当の長期間がかかるだろうという農地。こういう農地ごとに整理をして、どの範囲の農地がいつごろまでに復旧可能になるのか、そういう地域全体の営農再開までの道ゆきを明らかにするということが今、求められているのではないか。国としても、これに必要な調査等を実施いたしまして、市町村の営農再開に向けた道筋、取組みというものを支援していく考えでございます。

次に、13 ページでございます。浸水被害があって、除塩だけで営農が再開できるというところについては、既に除塩対策を実施しているところがございます。現在、1,560 ヘクタールについては、今期の水稲の作付けが実施されているという状況でございます。

14 ページは、具体的な除塩対策の作業手順ということで、これはまたご覧になっていただければと思います。

最後になりますが、15 ページ、農地のがれき処理が非常に遅れているというお話が冒頭、副大臣からございましたけれども、基本的のがれきの処理というのは災害廃棄物処理事業の中で実施しているわけですが、どうしても生活周りのところを優先するということができております。ただ、8 月以降、徐々に農地のがれきの除去、こういう作業も進み出しております。農水省としては、除塩も必要になる農地に対しては早目にやってくださいということで地域に要請をしたり、あるいは排水路周りは自らがれきを処理するというような、自らの取組みも進めているという状況でございます。

以上、駆け足ですが、報告に代えさせていただきます。

○佐藤部会長

どうもありがとうございました。

これについては後ほど御案内があると思いますが、来週、現地を見ていただく機会がございますので、現地で会合を持つことにしておりますので、その折に御意見を伺いますが、どうしても今、御質問、御意見があったら伺いますが、よろしいですか。どうぞ。

○鈴木臨時委員

渥美半島の田原市長でございます。

今、農地の災害の復旧の御説明、本当にきめ細かく検討されておりますが、市町村だけでなく、JA と連携をやっていかないとうまくいかないと思いますので、是非、情報をわかりやすく提供していただきたい。今、恐らく途方に暮れていると思います。また、市町村自体もかみ砕いて農家の方に説明する場所も取りにくいわけですので、是非、農家の生産者の方に情報を早く、スピーディーに伝達していただきたい。そうすれば、力強く感じると思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○佐藤部会長

ほかにいいですか。お願ひいたします。

○鷲谷専門委員

除塩については、かなり詳しいお話がございましたが、放射能汚染の方ですけれども、初期は土壌表面だけが汚染されていたものが、例えば耕してしまったら、深いところまで汚染が広がってし



まいますし、何もしなくても、動態として若干深いところに移るというような研究成果もあるようですけれども、そういう空間的なパターンを把握して、最も適切な対策を立てるというように、その辺はどうなっているのでしょうか。農地を今後どういうふうに復旧していくかということでは最も大きな問題のような気がするのですが。

○佐藤部会長

今日はその件に関して御説明いただけますか。何かございますか。お願いします。

○近藤農村環境課長

放射線汚染に関しては、政府全体としてモニタリングの強化を図っておりまして、特に文部科学省を中心に、測定は県が中心になってやっておりますが、今ご指摘の空間線量を含めて、土壌の汚染の状況も調べております。特に8月末を目途に、福島を中心に、農地の土壌がどのぐらいの濃度になっているのか、それを詳細に調べようということで、現在500か所、福島県300か所、周辺200か所について、詳細な汚染状況を把握しようということに努めております。

一方、除染の対策については、正直言ってまだ研究段階でして、どういうふうに通染をしていったらいいかというのは非常に大きな課題でございます。除染ということで、どういうふうに通地の放射線を除去していくかというものもありますし、また、表面にある汚染土壌を最後にどう処理をしていくのかというのは、正直言いまして方法がはっきりしておりません。これにつきましては今、技術会議事務局の方で、これも8月を目途に、どんな対策を取り得るのか、どこまで研究成果が出るかわかりませんが、そういう点での研究をしているという段階でございます。委員から指摘のあった、空間線量の区分ごとにどういう対策を取るかということは、実態調査、モニタリングをしっかりとすることと併せて技術開発に取り組んでいるという状況でございます。

○鷲谷専門委員

今、お話しになったモニタリングというのは、間隔から言うと非常に粗いモニタリングですね。対策を考えていくに当たっては、きっと研究のレベルという部分を示すべきだと思うのです。それから、時間を追ってどう変化していくという予測ができるような研究が早急に必要なのではないかと思えます。農地としての使い方もありますので、文部科学省だけではなくて、農水省としての研究とかモニタリングもあるといいのではないかと思うんです。

○佐藤部会長

多分、それは技術会議の方で。

○近藤農村環境課長

政府全体としては、文部科学省中心にデータを整理しているということで、農地については農林水産省でしっかりやっております。さっき言った500点は農林水産省が中心になってまとめております。この8月末を目途に、まず実態を詳しく把握することとしています。それ以上の詳しいものについても、二次補正の中で、もっと増やそうという形で、3,000点の調査をすることとしています。説明が足りずに申し訳ありませんでした。

○佐藤部会長

どうもありがとうございました。

あとは現地でということによろしいでしょうか。すみません。今日はたくさん中身があるものですから、そうさせていただきます。どうもありがとうございました。

では、続きまして、資料3と資料4に基づきまして、「農業農村整備をめぐる情勢と課題について」と、今後の審議の進め方について、事務局から一括して御説明をお願いいたします。

○室本計画調整室長

それでは、資料3でございますけれども、新しい土地改良長期計画を検討する際に、これは委員の皆様方で御議論いただければいいかと思いますが、私どもとしても、今、直面しているといえますか、考えている課題について、説明したいと思います。

1ページ目をお開きいただきたいと思います。端的に申し上げて、課題を大きく分ければ、食料・農業・農村基本計画が示す展開方向における土地改良の課題というのが1点あって、もう一つは、今回の東日本大震災を受けて、地域の復興、農業農村関係、どうしていくかという、この2つがあるかと思っています。1ページ目に基本計画関係の課題が書かれております。平成32年の食料自給率目標50%を達成するために、麦、大豆、その他土地利用型作物を拡大していく。そのための農地排水対策の強化とか、水田の汎用化、これが1つあって、あとは耕作放棄地対策とか、先ほど来議論になっています農地利用集積、それから、水利施設の長寿命化、こういったものがある。それに加えて最近では、地球温暖化対策に対してどう貢献していくか。それから、再生可能エネルギーというのも従来からいろいろ議論されておりますし、バイオマスについても、これまでバイオマス・ニッポン総合戦略というのがあって、その中でぼつぼつ取組みが始められています。こういったことに対して、農業農村整備、土地改良として、どう対応していくかというのが1点あるかと思っています。

2ページからは、今度は復興という観点での課題についてであります。2ページ目が、6月25日に復興構想会議でとりまとめられた提言でございます。原則2のところを見ていただきますと、この復興構想会議の視点の位置づけがよく書かれているかと思っています。「被災地の広域性・多様性を踏まえつつ、地域・コミュニティ主体の復興を基本とする。国は復興の全体方針と制度設計によってそれを支える。」復興の主体はあくまで地域、あるいは地域・コミュニティですよということが大原則になっている。原則4では「災害に強い安全・安心のまち、自然エネルギー活用型地域の建設を進める。」と書かれております。

3ページ、4ページをお開きいただくと、赤で書かれた部分が農業農村整備関係に非常に色濃く関係するところだと思います。一番上の住宅地から農地への転換が必要とか、これを円滑に進めるための仕組みの整備、それから、農地だけでなく宅地利用を含めた土地利用調整。冒頭、副大臣の御挨拶の中にもありましたが、これまででない、非常に使い勝手のいいといえますか、スムーズに行く土地利用調整のための制度なども現在検討中だということでございます。

3ページの真ん中辺りに、農林業に関する3つの戦略ということで、高付加価値化、低コスト化、農業経営の多角化とあります。各種土地利用計画の見直しや大区画化を通じた生産コストの低減、こういったことにも触れられています。

4 ページには、上の方に再生可能エネルギーの導入を加速、自立・分散型エネルギーシステムを地域特性に応じて導入、それから、真ん中からちょっと下の段ですが、「減災」の考え方に基づく国づくり、東海・東南海・南海地震への対応といったところが、農業農村整備にこれから関わってくるのだと考えております。

5 ページは参考資料1と付しておりますが、冒頭申し上げた食料・農業・農村基本計画に沿った課題を1つずつ紙にまとめているというふうに御理解いただければと思います。1点目は、戸別所得補償制度が導入されておりますから、基盤整備とより一層の連携により、農家所得を確保する必要があるだろうという点であります。下の方に棒グラフが書かれておりますけれども、例えば、基盤整備前の農業経営費が反当11万1,000円。これは17~19年にほ場整備を完了した約300地区の平均値でございます。11万1,000円として、水田単作の交付金が1万5,000円あるとすれば、基盤整備をやればやるほど、この経営費の部分がどんどん低コスト化を図れる。その部分が所得に回るという絵になっております。そのうちの反当1万5,000円が、水田単作であれば交付金として入ってくる。ですから、経営規模を大きくして経費を低コスト化すれば、それだけ所得が向上する。そこに麦・大豆を導入すれば、もっと所得は増えてくるということになるかと思っております。

6 ページ目が、今度は排水不良田の整備をもっと進めなければいけないだろうという問題意識です。区画整備済みの面積は251万の水田面積のうちの6割でございます。この3分の1がまだ依然として排水良好でないという状況にあります。例えば、小麦でいえば、右のグラフに書いてあるようにタンパク含量は非常にまとまってくるし、収量もかなりの幅で増えてきます。そのためには地下かんがいというものを導入したり、これは新しい技術でございますけれども、それによって大豆の反収はかなり飛躍的に増える。今、全国で15道県、78地区でこの地下かんがいシステムを導入しております。来週の現地調査のときにも、この地下かんがいシステム、地下に埋まっているものですから、構造まで透けて見るわけではありませんが、こういう生産状況ですというのをご覧いただきたいと思っております。

7 ページでございます。耕作放棄地の解消をもっと進めなければいけないのではないかという点です。左上の棒グラフを見ていただくと、特に自給的農家と土地持ち非農家で耕作放棄地が増えています。右の棒グラフでは、山間農地、それから、ほ場整備が未実施の農地、ここで耕作放棄地の増加率が高い。片や、ほ場整備をすれば、0.2%という実績になっておりますけれども、ほとんど耕作放棄地が発生しないという状況になっております。一方では、こうした荒廃した農地が結構ありますから、28.7万ヘクタールのうち15.1万ヘクタールが我々の調査では農地に復元可能なものでして、そのうちの10万ヘクタールを再生利用しようということで取り組んでおります。いかんせん事業仕分けで予算がかなり減っておりますから、この取組みの進捗率をここでは示しておりませんが、一応、そういう取組みをやっているという状況でございます。

8 ページ目は、農業水利施設の老朽化の進行をどうやって食い止めていくか。左下の棒グラフに書いてあるように、突発事故が最近、非常に多くなっております。今後10年間で耐用年数を迎える施設、あるいはもう既に耐用年数を超過したものを加えれば、全体の約3割がいつ壊れてもおかしくないという状況になっておりますから、残った7割の機能診断を早急に行い、何らかの手だてを戦略的に取っていかねばいけないということで、ストックマネジメントをより強化していかねばいけないだろうという問題意識でございます。

9 ページ目です。ちょっと新しい、行政の政策としてどこまでなじむか、科学的にどこまでつか

めるかというのはまだ不明なものでございますが、気候変動による影響が明らかに最近出てきているのだろうと。例えば、左の日本地図をご覧くださいと、各地域に湧水調整協議会というのがございます。河川から取る水を抑制したり、あるいは水の反復利用をしたり、番水したり、そういう形で湧水をしのいでいくのですけれども、こういった協議会の開催頻度が、現計画の前5年と直近5年を比べれば、1.6倍に増えている。特に東北と山陰地方、四国、それから、近畿の南部、こういったところが非常に多くなっております。一方で、稲作、米の生育障害を見れば、白未熟粒とか、胴割れ米、これが関東、近畿、九州辺りで非常に散見されているということで、こうした影響を極力回避するためには、農業用水の安定供給が非常に大きな力になってくるだろうということで、具体的にどういった対策を取るべきかという点が問題意識としてございます。

10ページ目でございますが、これは先般も多少触れましたが、右の棒グラフを3つ見ていただくと、東海・南海・東南海地震の被害想定範囲にあるストックが約2割ございます。一方で、左の日本地図の赤いところを見ていただくと、震度6弱以上の揺れに見舞われる確率、赤いところが一番高いわけですけれども、こういったところに2割のストックがあるわけですから、これをどうするかということが問題になります。現に今回も福島県の国営で整備した地区ですが、右下に縦断の折れ線を書いておりますけれども、パイプラインが隆起したり、沈下したりして通水不能になってしまっています。3,000ヘクタールぐらい受益があるのですが、そのうちの約9割弱の水田に水が行かなくなった結果、水稻の作付けができなくなってしまったという状況です。地震により、こういうことが起きており、我が国の食料の安定供給に非常に支障が及ぶということで、耐震対策をどうしていくかというのが1つの大きな問題であろうと考えております。

11ページです。今度はため池の話です。今回の東日本大震災で地元が管理するため池が決壊しまして、7名が亡くなられました。全国で21万か所あって、受益面積2ヘクタール以上の結構大きなため池が約6万4,000個ございます。その4分の3が江戸時代以前に築造されたものでして、やはりため池についても何らかの機能診断を行って、さっき京丹後市の事例を申し上げましたけれども、ハザードマップ等のソフト対策を一体的に推進していかなければいけないだろうという問題提起でございます。

12ページ、農業用水を活用した小水力発電でございます。これも来週の現地調査のときに見ていただきたいと思いますが、農業農村事業で整備した小水力発電施設はまだ26地区にとどまっております。これは決して多いとは私どもも思っていないくて、右の円グラフをご覧くださいと、未開発の包蔵エネルギーが全体の65%にも達する状況です。したがって、今回、東日本大震災を契機に、再生可能エネルギーの議論が活発化しておりまして、これをこれからどうやって普及していくかということが非常に重要なポイントになるかと思っております。

13ページは、農業集落排水施設の更新需要が増えているということです。22年度を赤く色づけしておりますが、平成25年度を過ぎると、それこそ数十億、百億を超える単位で更新需給が増えてくる。近年では、いろんな新しい技術がございまして、処理水の水質もよくなるし、それから、ライフサイクルコストもかなり低減できるような、そういう新しい技術を選定しながら更新を進めていかなければいけないだろうという問題意識でございます。

14ページ、今度は地域防災力の向上ということで、端的に言いますと、農地・水・環境保全向上対策の活動組織が、一番下に書いてあるように、今回の東日本大震災のときに直営施工で水路を直していただいたという活動が結構随所で見られております。農地・水・環境保全向上対策とか、中

山間地域等直接支払制度もそうですけれども、こういった活動でできた地域コミュニティが防災、減災対策にも役割を果たすだろうし、裏を返せば、そういうコミュニティの強化を図っていくための何らかの体制整備を図らなければいけないだろうという問題提起でございます。

15 ページ以降は、復興構想会議で議論された資料をそのまま添付しております。ですから、農水省として、ちょっとどうかと考えるところも若干ございますけれども、復興構想会議に出された資料をそのまま添付しておりますので、そういう目でご覧いただきたいと思います。15 ページは、農業の復興戦略として、高付加価値化、低コスト化、経営の多角化という3つを示してあります。右の方に目を移していただくと、それぞれ地域特性があって、三陸沿岸部の狭い平野部は、高付加価値化と経営の多角化だろう。沿岸に広く展開する平野部は宮城の大平地で、低コスト化とか、高付加価値化。そこに限定しているわけではないのですが、こういったところを基本に、復旧なり、土地利用調整、集落移転、あるいは再ゾーニング、これはきちんと固まって、さあ、農業が本格再開されるよといったときには、こういったものを目指しながら農業復興を図っていきましょうということになります。

16 ページは三陸沿岸部の事例です。ここは集落ぐるみで6次産業化を進めていこうということが書かれております。地形上、小規模な農業経営が多いものですから、1戸当たりの農業所得が少ない。こういう中でどうやって復興していくかということですが、そのイメージです。

17 ページは、広大な低平地を持つ仙台平野のような平野部のイメージです。ここの中で、右の方に書いていますが、農地の大区画化が明記されております。これは、集落移転を念頭に置く場合と、置かない場合があるでしょうけれども、念頭に置く場合には、再ゾーニング、線引きをもう一回やらなければいけないだろうということになるかと思えます。

18 ページは、これからの復旧復興のロードマップです。ガレキの撤去、それから、用排水施設の本復旧をとにかく早くやる。同時に農地の除塩がネックになっておりますから、除塩なり、あるいは、先ほどの土地改良法の特例法に基づく関連区画整理ができるものは積極的にやりながら、低平地においては農地の大区画化というのも視野に入れながらやっていく。ゾーニングの見直しなり、土地利用の調整、こういったものも並行して進め、最終的には農業の再開という形につなげていくということになります。

19 ページに再生可能エネルギーの全量買取制度の法案の概要が示されております。太陽光、風力、中小水力、地熱、バイオマス、いろんなものがあるんですが、大体15~20円/kWh単位で、15~20年程度買い取りを行う。太陽光については、今、発電原価が46~47円だと思えますので、これに近い買取価格からスタートして、しかも技術革新が非常に早いものですから、その状況を見ながら買取価格を変動させていこうというふうになっております。

20 ページはスマートビレッジのポンチ絵といいますが、風力、バイオ、小水力とか太陽光、こういったものをふんだんに農村に設置して、農村の中で消費していく。つまり、地産地消型の自立型・エネルギー分散型農村社会といったものを考えてはどうかという提案です。

21 ページ目は、先ほど土地利用の調整、それから、再ゾーニングという話をしましたけれども、その前に、住宅地と農地を入れ替えるみたいなことが部分的に起こってくるだろう。そのときに使える制度として、絵に描いてあるとおり、ほ場整備の事業制度が使えます。右に描いてあるような不整形な水田をほ場整備で整形する。整形するときに、共同減歩で宅地、つまり、非農用地を創設して、そこに宅地を集めて、住宅地と農地の土地利用の秩序化を図る。こういうものが、ほ場整備

の換地を使えば十分できるということになっております。

これとは別途に、22 ページからは、復興構想会議の資料ではないのですが、私どもが従来から取り組んでいる土地利用の整序化のための事例を挙げております。22 ページの事例 1 が集落地域整備法というもので、昭和 62 年に法施行されております。今でもある制度で、17 年に改正をされております。これはどういう制度かという、農地の都市化・混住化が進展してきて、特に農振白地の保全が非常に困難になってくる。一方では住宅用地のニーズが非常に高まってくるということで、農振白地農地と住宅用地が混在しないように、農水省と国交省の事業により土地利用を整序化するものであり、創設非農用地換地で住宅用地を生み出して、農地は別のところに集積しながら、住宅地と農地のまとまりを作っていくというような事業でございます。

23 ページは、踏み込んでいないというわけではないのですが、土地の再ゾーニングまで視野に入れた事例がございます。これは、緑農住区開発関連土地基盤整備事業というのですが、非常に古くて、昭和 47 年に事業創設されております。これはまさに高度経済成長時代に農地が都市的土地需要に押されて、どんどん虫食的に住宅が侵入してきました。勿論、工場団地もそうです。そういったところについて、市街化区域をほ場整備の事業区域の中に取り込んで、将来の線引きの変更まで考慮に入れた形で、特に用途地域に隣接した形で、工業用地とか住宅用地、そういう都市的用地と農地の一体的な土地利用調整を行い、農地を整備する、こういう事業でございます。ですから、これは事業完了後に、創出された住宅用地を市街化区域に編入するなど再ゾーニングで線引きをし直すということが前提になっておりまして、先ほどの集落地域整備法よりは一歩進んだ形になりますが、これもいかにせん手続が、国交省の手続と農水省の手続がそれぞれ並行するか、もしくは農水のほ場整備が終わってから国交省の手続に移るということで、使い勝手が余りよくないということになるかと思えます。それで、先ほど副大臣が御説明したとおり、今、復興基本方針ができたので、新しい仕組みを検討している、そういう段階でございます。

最後の 24 ページが事例 3 で、大船渡市の事例でございます。ここは明治や昭和の大津波で被害を受けて、もともと低いところにあった集落がオレンジ色で示された高台に移転をしました。今回、赤点で書いてあるようなところが津波被害を受けたんですが、高台の住宅はほとんど被害を受けなかったということで、テレビなどで話題にされましたが、こういう事例がございます。

資料 - 3 に続いて、資料 - 4 の説明を先にさせていただきます。資料 4 は、これからの長期計画の審議の進め方です。本日が長期計画の審議の第 1 回目になりますが、来週 27、28 日に宮城県下に現地調査にまいります。見ていただくところは、初日が小水力発電の施設と、ほ場整備実施後の大規模経営体の状況。それから、2 日目が震災の被災状況。これは主に名取、それから、まだまだ調整が必要なんです、大区画関連を取り込みながら、災害復旧を同時に行う可能性のあるところをご覧いただきたいと思えます。7 月下旬から 8 月に、全国 9 ブロックの地方で同じように有識者会議を開きます。ここで本日の部会の御議論、それから、来週の本部会の御議論と、地方懇談会の御議論をすべて整理させていただいた上で、8 月末に論点整理を出していきたいと思っております。以後、月 1 回のペースで、9 月末には計画素案、その後にパブリックコメントを経て、11 月中旬からは関係行政機関、知事からの意見聴取、最終的に 12 月には長期計画の答申ということでございます。年内目標に長期計画の閣議決定を想定したいと思っておりますが、これはほかの省庁の長期計画の関係もございまして、ひょっとしたら一本化して時期を合わせろということになるかもわかりません。ただ、私どもとしては、今、12 月を目途に進めていきたいと考えております。

以上です。

○佐藤部会長

どうもありがとうございました。

ただいま長期計画を検討するに当たっての素材という意味で御説明いただきましたが、皆さんの御意見をいただく前に、1つだけ、先ほどの鷺谷委員からの御発言に関連するんですが、放射性物質の汚染被害については、今、御説明いただかなかっただけけれども、それは今後の検討の中で対象にしないのか、するのか、その辺は、もし何かありましたら。現在まだ動いているので、今のところ判断できないということなのかどうか。

○室本計画調整室長

放射能関係については、例の水素爆発で避難区域に設定されて以来、現地の被災の状況がまだほとんどつかめていない状況があったのですが、それがやっと最近、私どもの国有財産である土地改良施設の被害も、一定の時間であれば、一定の区域内であれば入っていいという状況が出てきておりまして、要は答申の12月末までにどういうふうな形でその調査ができるかというのが今の段階でははっきりしないものですから、この場で放射能関係をどうするんだということについては、ちょっとお答えづらいところが正直言ってございます。ただ、現に地震によって被災を受けたダムとか、頭首工とか、先ほどのパイプラインとか、かなりの量にのぼるものですから、そこは全体の流れを見ながら取扱いについて検討してみたいと思っております。

○佐藤部会長

どうもありがとうございます。

それでは、皆さんから御意見、御質問、お願いいたします。

○井手臨時委員

どうもありがとうございました。

今、資料-3の御説明をいただきまして、私としては非常に理解が深まりました。と申しますのは、先ほどの資料-1でも出てまいりましたけれども、アウトカム指標というものが出てくるときに、なぜそのアウトカム指標が選ばれたかというのが私はそもそもよくわからなかったのです。こういうふうに情勢や課題をきちんと御説明いただけると、何が必要なのかということについての理解がまず深まって、なぜそういう指標が選ばれるかということが多少理解できるような気がいたします。逆に言いますと、なぜそういうアウトカム指標が選ばれるかということをきちんと議論したり、どういうふうに使われるかということが透明になったり、そういうことが必要なのかなというのがまず1点あります。

それと同時に、さまざまなものからその指標が選ばれる。次に、今度はその指標がある程度達成されたとか、されないというところまでは今日、議論として出てまいりましたけれども、今度は、そのことが、更にその上にある大目標、例えば、食料自給率でありますとか、あるいは田園の再生でありますとか、そういった大目標との関係の中で、果たしてそのアウトカム指標の達成がどの程度大目標の実現と関係しているのかということについての分析が出てこないといけないのかなとい

う感じもしました。それがあれば、もし指標と大目標の関係が余りないことが明らかになってくると、そのアウトカム指標自体に意味がないということになってまいりますから、また更に別の指標を選ぶことが可能になってくるし、今度はそのアウトカム指標を選ぶ前の段階、今の資料 - 3 の中で一体どういう事業が必要かという議論にもフィードバックできるのかなと思いながら聞いておりました。以上がひとつでございます。

それと、もう一つございまして、今日は最初ですので、やや大上段なことを申し上げるかもしれませんが、そういうふうな指標を設けて、一体何を議論するのか、あるいは何を訴えるのかということが重要かと思えます。といいますのは、指標によって見えてくると、指標では見えないことの2つがあるような気がいたします。確かに、アウトカム指標のような目に見えるものは非常に訴えやすい、アピールしやすいものだと思うんです。

ただ、私は専門が財政学なものですから、財政学者の目から言えば、少ない予算でこれほど達成率が高いのであれば、もっと少ないお金でもっといろんなことができるんじゃないかと、こう言いたくなります。ということは、限られた予算の中で、ますます予算を少なくするための材料のようにも映ってくるんです。そうではだめだと思います。これから歴史的な分岐点の中にあって長期計画を立てるといふ議論をするのであれば、発想を180度変えなければいけないと思います。

それは何かというと、この資料 - 3 の視点でありまして、人々にとっての必要は何か。それを適切に満たすことによって、人々が増税に応じてもよいというようなコンセンサスを整え、予算制約を緩めることによって、更に人々の必要を満たしていく、そのような長期計画の姿はないのか、こういう視点を入れていく必要はないのかということなんです。そのときに、さまざまな省庁の中で、私は農水省が決定的に他省庁と違うなと思いながらいつも拝見しているのは、今日、ソーシャルキャピタルという議論が出てまいりましたけれども、資料 - 3 で言うような人々の共同性の議論です。こういった支出ができるという点が決定的に違っているのではないかと思うんです。そして、ここが最も指標化できない部分ではないのかと思うんです。

福祉なども、例えば、人々の共同性やソーシャルキャピタルに寄与するという議論はありますが、NPO、NGO を通じるような、いわゆるボンディング・ソーシャル・キャピタルのような狭い領域でのソーシャルキャピタルではなくて、もっとブリッジングに通じるような、その地域全体を巻き込むようなソーシャルキャピタルというのは、まさに、この農水省がやっているような事業でなければできないソーシャルキャピタルでありますから、そういった広がりを持つようなソーシャルキャピタルの形成につながるような部分、指標化できないようなソーシャルキャピタルの部分をきちんと打ち出して行って、この社会的連帯が人々の増税のコンセンサスをつくっていくというような発想が私は必要になると思います。つまり、予算の最小化ではなくて、ソーシャルベネフィット、社会的な便益の最大化をするというような発想がどこか盛り込まれたような魅力的な長期計画にできないのかなというのが私の考えていることでございます。最初なので、視点というか、理念の問題として一言だけ申し上げておきたいなと思いました。

○佐藤部会長

どうもありがとうございました。

お願いします。



○渡邊臨時委員

今の御意見と少し重複するところがあります。井手委員の御意見に私も基本的に賛同するところであり、後半のところは御専門の立場から少し突っ込んだこととお話しになったと思いますが、前半の部分について、感想も含めて少し申し上げたいと思います。

資料 - 1 で、政策目標と具体的な指標の整理がありましたけれども、私の理解では、まだアウトカム目標になっていない。これはアウトプットの目標ですね。これが具体的に6つの大きな目標とどういう関わりになっているかの議論が、もう少し突っ込んで必要と思います。これは先ほど柴田委員も御指摘になったところだと思うのです。ですから、6つの政策目標がどのくらい具体的に共有できて、場合によっては指標化できるか、これは非常に難しいところで、今、井手委員からも御指摘あったところですけども、そここのところが今度の議論のベースと考えるわけです。

1つ確認させて下さい。私の理解不足かもしれませんが、資料 - 1 で6つあげられている政策目標については、今の資料 - 3 の情勢と課題では整理されていないのですけれども、それは前提として考えていいのでしょうか。検討する長期計画の基本としては、同じように考えていくことでよろしいのでしょうか。

○室本計画調整室長

資料 - 1 で、現計画で並べた6つの政策、それこそ食料・農業・農村基本法に沿った施策でございますので、この理念というのは当然引き継がなければいけないとは思っています。ただし、資料 - 3 で御説明したとおり、新しい、いろんな課題が近年出てきていることと、戸別所得補償の進み具合によって情勢が若干変わっておりますので、その辺りでは、指標の立て方は変える必要があるかもわからない。私どもは現時点で具体的な、アウトプットあるいはアウトカムを描いているわけではありませんので、それは委員の方々の御議論の中で設定していかなければいけないと考えております。

○渡邊臨時委員

わかりました。

○佐藤部会長

もう少し突っ込んだ質問をすると、今の6つの柱の中に今度入るものをみんな入れ込まなければいけないと考えるのか、その枠は関係ないと考えるのか、どちらですか。

○室本計画調整室長

そこまで入れ込まなければいけないという硬い意思も今のところ持ち合わせていないと。つまり、その辺は皆さんの御議論をお聞きしながら、私ども行政の大きな目標、新たな課題とマッチングするかどうかを、それぞれマトリックスで考えながらつくっていかねばいけないと考えています。

○佐藤部会長

いいですか。

○渡邊臨時委員

例えば、食料自給率の目標 50%のような、資料 - 3 で説明された大きな目標と、現長期計画にある 6 つの具体的なアウトカム目標、そして具体的なアウトプットの目標を、議論しながら整理していくということによろしいですね。

○室本計画調整室長

はい。

○渡邊臨時委員

ありがとうございました。

○佐藤部会長

どうぞ。

○山崎委員

今までの計画の目標の中で、これから一番重点的になっていくというのは、資料 - 1 の 7 ページの「田園環境の再生・創造と共生・循環を活かした個性豊かで活力ある農村づくり」、これが多分、これからの大きなテーマになっていくと思います。それから、被災地に関しても、どういう地域づくりができていくかということの大きな目玉になっていくのではないかと思います。

この中で、農業集落排水汚泥のリサイクル化というのがあります。これは循環の中で環境を維持するのにとても大事なことだと思います。実は、坂井北部丘陵地でも大きな問題になっています。汚泥を堆肥化して畑に入れるというところで、重金属の問題が起きていますが、そういうものを堆肥にして畑に入れた場合に、植物が吸収してできた農産物を果たして人々が喜んで買ってくれるのか、食べるかどうかというのが今、大きな問題になっています。

それを考えていきますと、鷲谷先生が先ほど放射能汚染の問題をおっしゃいましたけれども、いろんな汚泥の問題で、それを排水処理したものを堆肥化して行って、畑に入れられた場合は、二度と取り返しのつかないような農地ができていきますので、16 ページでしたか、農地に入れる、それから、緑地に使うという使用方法が書いてありますけれども、汚泥の堆肥を農地に入れるのをやめていただきたい。それを何かほかの使用の方法に変えた方がいいのではないかと、現場にいて思います。たとえば、今回の放射能汚染の問題でも 400 ベクレルまでの汚染堆肥は使用可能といいますが、わざわざ汚染された堆肥を田畑に入れて、畑や田で作られた作物を食べる人は沢山いるとは思えません。情報公開の原則でこういう堆肥を入れているという情報も全て公開していくのでしょうか。

それから、農業用水のパイプライン化で、福井県は今、坂井北部丘陵地がパイプライン化の工事が行われていますが、これから用水の発電も行って、農村の中でエネルギーの自給をしていくためには、水力発電というのはとても大きなエネルギーになっていくと思うんです。そうすると、用水をパイプライン化して土の中に埋めていくのと、今ある用水を発電して使っていくのと矛盾してくると思うんです。その地域に応じたようなやり方でやっていくための方法をもう一度再考していただきたい。最後のところにありましたけれども、農山村でエネルギーが自給できるようになって、

自立ができれば、農山村が豊かになっていきますし、そのエネルギーを売電することができれば、若い人たちの暮らしの在り方も変わってきますし、農業農村に対する見方も変わってきます。多分、そういうところで住みたいと思う人たちが移っていくという状況も起きてくると思います。そういうところをもう一度きちんと打ち出していきたいと思います。

あと、田んぼの畦道なのですが、春先の田植えからずっと除草剤の散布がひどくて、畦が真っ茶色になっているんです。今は梅雨時でまた草が伸びてきていますけれど、今の時期だったら、月に2~3回ぐらい草刈り機で刈らないと、きれいな状況にはなりません。大規模にすると、除草剤を使わないと人手が足りない状況になると、田んぼの畦をきれいにするような助成が出ていますけれど、本当に田んぼの畦をきれいにし、景観をよくするような助成金の使い方を推進する方法と、そういうシステムになるように、手間がかかりますが、本当に安心して食べられるようなお米をつくっていくための、あるいは水を維持するための田んぼのつくり方、畦の在り方を、これからの農村の在り方として打ち出していっていただきたいと思います。

以上です。

○佐藤部会長

どうもありがとうございました。

及川委員、何かございますか。

○及川臨時委員

私の方は、現場ということもありますので、先ほどからいろいろ議論になっていますアウトカムのことも含めましてですが、結論から言いますと、農村におけるコミュニティの力というのは極端に落ち始めている。なぜかと言いますと、21世紀型の大規模ほ場ということから始まって、この表現が妥当かどうかは別にして、ある程度、農業者の淘汰が行われてきた。平成23年を迎えた現在、それが加速度的に進み、なおかつ、この目標にもありますとおり、大規模化を図る、生産性を高める、最終的には、本来は利益の上がる、魅力のある農業というものを目指してきたはずなんですが、私から申し上げるまでもなく、かなり厳しい現状にある。

そうした中で、今回の災害も含め、原発等の問題も含めて、なおさら先ほどありましたような、新たな構想の振興計画の中で、農村そのものの崩壊の1つの原動力になりはしないかと。これを機会にという形で、新たな形で生活を考えられてしまうと、実は、コミュニティそのものがもたなくなってしまう。コミュニティそのものがもたなくなってしまうと、どのようなすばらしい目標であったとしても、私が今日聞いた範疇では、決め手になるような政策目標というものがどうしてもここには見当たらない。どんなすばらしい基盤をつくったとしても、それを運営するのはやはり集落であり、景観も含め、環境も含め、すべての問題はコミュニティに帰着してしまう。どういったようなこの部分に対する補強措置があるのか、お尋ねしたいと思います。

○佐藤部会長

多分、先ほどの井手委員の御発言のソーシャルキャピタルと関連があると思いますが、どなたに御発言を求めますか。

○及川臨時委員

どなたというわけでもないですが。

○佐藤部会長

では、お願いします。

○齋藤農村振興局次長

ソーシャルキャピタルは非常に重要なテーマだと思っております。うちの局でも4～5年前からずっと研究会を進めてきました。ただ、いろいろとやってみて思いますのは、定量化、計量化というのがなかなか難しいということがあろうかと思えます。これまでの検討会の成果を言うと、互酬性とか、相互の信頼とか、そういった項目でアンケートで調べた例があるんですが、非常に難しいのは、私ども、農村振興がテーマでもあるんですが、今日のテーマで御議論いただいている基盤整備です。基盤整備を通じて、どういうふうにソーシャルキャピタルがビルドアップしていくのかということかと思えます。今日もいろいろと御示唆をいただきましたので、今後よく詰めていきたいと思えます。

各委員から御意見賜っていますように、私どももコミュニティは非常に大事だと思っておりますが、他方、高齢化や混住化とか、大規模化ということで、弱まる傾向もあるわけです。そういった中で、例えば、農地・水・環境保全向上対策、こういった事業をやっていて、今日も少し触れましたが、定量化したことがありますので、また詳しく説明する機会をいただいて、これの説明をしたいと思えます。一方、アウトカムどころよりも、長期計画というのは、行政として農業農村整備を今後どういうふうにして進めていくか、ある面では国民の皆様にはビジョンを示すと、そういうことでもあろうかと思っております。そのときに、農地・水などの貴重な、限られた資源を最大限に活用していくために、農村の振興ということも視野に入れて、農業者、非農業者の方々の資源を保全するために、どういった在り方がいいのか、どういった関わり方がいいのか、行政的にどういった支援ができるのか、そういったことを案をお示しし、委員の先生方からも御意見を賜ればと思えます。おっしゃっていることは私どもも十分理解できますし、次は具体的にどのような形でソーシャルキャピタルをビルドアップしていくか、そういったことについても御指導賜れば、このように思っております。

○佐藤部会長

どうもありがとうございました。

どうぞ。

○井手臨時委員

ソーシャルキャピタルで、私、専門でもあるんですけれども、先端的な議論で言うと、一番重要なのは政府の果たす役割なんです。ですから、決して人々にすべてを任せてはならない。政府が果たす役割が決定的に重要であり、人々を区別することなく全員にサービスを提供するというのが決定的に重要な要因になってくるというのが1つ。

あとは、パットナムがなぜあれだけ世界的な研究ができたかと言えば、20年にわたってデータを

蓄積したからです。ですから、定点観測できちんとデータを蓄積するということできれば、20年後に決定的な分析をすることができる。これを地道にやるかどうかということではないかと思いません。

○佐藤部会長

予定の時間ですが、最後に。

○鈴木臨時委員

いろいろと話が尽きないんですけども、いろいろな意見がたくさんございますので、これから事務局も大変かと思えますけれども、こういった場では時間が限られておりますので、是非ペーパーで出させていただきたいと思えますので、またよろしく願いしたいと思えます。

○齊藤整備部長

山崎委員にまだ答えていないので。先ほどの集排汚泥の話ですけども、今、問題となっている放射性物質が含まれた汚泥については、それぞれの値によってどういう保管管理をしなければいけないかということが既に通知されていて、それに従ってやっていただいています。ですから、汚染された地域の集排汚泥については農地への還元は現時点でしておりません。

それから、この土地改良長期計画自身は全国的な話なので、集排の汚泥についても、勿論、重金属が含まれて使えないような汚泥もありますけれども、本当に農村集落で農地還元して、非常にドライな状態にして、いい肥料として使っている部分もあるので、我々としては、全国的な状況を見ながら記載の方法を考えていく必要があるのだと思っています。

あと、除草剤の話ですけども、今、農地・水・環境保全向上対策の中でも、例えば、除草剤を使わないでカバープラントを使って、畦の管理を楽に行う取組みも支援しております。そのような取組みを農地・水・環境保全向上対策の中でやっている事例もございましたので、また御紹介させていただきたいと思えます。

○佐藤部会長

最後に、手短にお願します。

○鷲谷専門委員

御説明とか、このポンチ絵などを見ておきますと、それぞれの地域に特有の自然とか、文化とか、伝統的な知恵、知識、人の絆とか、そういうものには余り目を向けず、近代的な技術の粋を集めて、国連のミレニアム生態系評価の予測のシナリオで言えば、テクノガーデン型の開発を押し進めていくというイメージが伝わってくるんですけども、全国レベルとか、グローバルスタンダードというところ、そういうところが強く出てくるんだろうとは思いますが、一方で、地域の特性とか独自性に目を向ける視点も残しておいていただいた方が、それで成功する地域もこれから出てくると、今もそういう地域がありますので、それを否定はしないような形にさせていただければと思えます。

○佐藤部会長

その点は今でも恐らく地域に足を置いてとらえますので、引き続きということで。どうもありがとうございました。

司会進行の下手際で予定の時間を超えてしまいましたが、今日はこの辺で第1回の部会を終わりにしたいと思います。

先ほどの筒井副大臣の御挨拶にもございましたが、今日、土地改良長期計画についての諮問を受けました。答申を年内目途ということで、かなり精力的に議論を進めなければいけません。皆さん方、大変お忙しい中、是非御審議に御参加いただいて、いいものをつくるようにしていただければと思います。

先ほど鈴木委員からの御発言がございましたが、やむを得ず欠席される委員等は、御意見あったら是非ペーパーで事前にお出しいただくなり、あるいは御出席いただく委員でも、時間の中でとても話し切れないとお考えの委員は事前に紙にお出しいただいても結構ですので、よろしく願います。

では、私の議事進行の役割はこれで終わります。どうも御協力ありがとうございました。事務局にお渡しいたします。

## 閉 会

○室本計画調整室長

長時間にわたりまして御議論いただきまして、ありがとうございました。

座長からもお話がありましたけれども、これから月1回の非常にハードなペースで御審議をお願いすることになりますので、どうかよろしく願い申し上げたいと思います。

それから、皆さんのお手元に一枚紙で来週の現地調査の概略行程を置かせていただいておりますが、27日の集合が東北新幹線のくりこま高原駅12時15分になっております。解散がその翌日の仙台駅15時30分となっておりますので、それぞれ、これに一番直近の新幹線があるかと思えますけれども、及川委員辺りは岩手から出て来られますので、その辺は申し訳ございませんが、それぞれ列車を選択してお越しいただきたいところです。

以上をもちまして閉会をしたいと思います。本日はお忙しい中、どうもありがとうございました。

閉会 15:30